

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件

三六

公 告

○土地改良区の定款の変更を認可した件

三六

告 示

福島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン片平 郡山市中ノ目一丁目十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 - 1 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
 - 2 営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持について十分配慮すること。
 - 3 夜間照明による光害が生じないよう、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、高木用

水土地改良区から平成二十年五月十五日付けで申請のあつた定款の変更について、同年六月九日認可した。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公 告

公告第三百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、岩部地区に係る県営基幹水利施設補修事業の工事は、平成二十年三月二十五日完了したので公告する。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公告第三百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、小沢地区に係る県営特定農業用管水路等特別対策事業の工事は、平成二十年三月十七日完了したので公告する。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公告第三百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、沢先地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は、平成二十年一月二十二日完了したので公告する。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

公告第三百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、いたて中部地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は、平成十九年八月二日完了したので公告する。
平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、福浦南部地区に係る県営湛水防除事業の工事は、平成十八年六月七日完了したので公告する。

平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公告第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、手の倉地区に係る県営基幹水利施設補修事業の工事は、平成十八年三月十五日完了したので公告する。

平成二十年六月十七日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）